平成２１年（フ）第１８４０７号
東京都葛飾区白鳥２丁目４－４－321
債務者　宮内　恭代
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４１０号
千葉県船橋市北本町１丁目５－11－206
債務者　田村　麻美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４１３号
東京都板橋区東山町１－５－106
債務者　小野加代子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４１６号
新潟県新潟市西区東青山１丁目17－５
債務者　三星　麻樹
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４１９号
東京都町田市根岸町62－２－Ⅲ－101
債務者　青沼真由美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４２５号
東京都豊島区池袋３丁目19－３－501
債務者　佐藤　圭介
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４２６号
東京都中央区勝どき５丁目４－９－302
債務者　佐立　善宣
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４２７号
茨城県水戸市元吉田町1521－12－105
債務者　増井　　恵（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４２８号
東京都豊島区目白５丁目８－９－307
債務者　大鹿　佳美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４３０号
東京都渋谷区笹塚１丁目５－６
債務者　井筒　澄人
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４３２号
東京都国立市泉２丁目３－２－５－410
債務者　鈴木　真美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４３３号
東京都北区豊島５丁目４－２－1209
債務者　中田留美子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４３４号
埼玉県春日部市西金野井291－10－106
債務者　高橋　信子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４３５号
東京都小金井市前原町４丁目20－19　ホンダ小金井学生寮
債務者　富樫　昭江
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４３６号
東京都江東区北砂５丁目20－５－1323
債務者　武山　高子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４５７号
埼玉県入間市高倉３丁目５－26－333
債務者　染谷　榮子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部